

## 令和8年度（2026年度）自動運転バスの社会実装に向けた実証実験業務委託仕様書

### 1 概要

#### (1) 委託業務名

令和8年度（2026年度）自動運転バスの社会実装に向けた実証実験業務

#### (2) 本仕様書内の用語の定義

本仕様書内で用いる自動運転に関連する用語の定義は、特に定めるものを除き、国が定める「自動運転移動サービス社会実装・事業化の手引き（第2版（令和7年7月））」及び令和8年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）交付規程並びに補助事業者公募要領に準ずるものとする。

#### (3) 業務目的

本業務は、自家用車の高い普及率や人口減少・高齢化に伴う交通事業者の運転士不足や熊本都市圏の交通渋滞の深刻化といった地域交通の課題に対応し、持続可能な地域公共交通を実現するため、熊本県及び本件の交通事業者である九州産交バス株式会社と連携し、指定するルートにおいて令和9年度までの自動運転レベル4実装に向けた検証等を行うことを目的とし、本業務委託では、令和8年度における実証実験を行うものとする。

なお、自動運転レベル4実装とは、指定するルートにおいて、道路運送車両法上の自動運行装置の走行環境条件付与を受けることを指す。

#### (4) 委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）2月26日（金）まで

#### (5) 所管業務

本件は熊本県が代表団体となり、九州産交バス株式会社が参加団体として構成される熊本県自動運転バス社会実装コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）を主体とするものであり、当該コンソーシアムと協力して実施すること。また採択後の事業実施における所管業務はおおむね以下の通りとする。

#### 【熊本県（コンソーシアム代表団体）】

本事業の統括管理者として、本事業の実施・進捗管理・経費の適正執行について責任を負うとともに、本事業の運営管理・参加団体相互の調整・知的財産権を含む財産管理等の事業管理等を行う母体としての組織。

#### 【九州産交バス（コンソーシアム参加団体）】

代表団体の協業者として、本事業全体の推進にあたりとともに、交通事業者として、運転手、保安員及び遠隔監視員の設置や法定点検などを含めた車両の日常的な維持管理など主に自動運転バスの運行や路線の管理に関する業務を行う。

【事業者（本プロポーザルにおける採択事業者）】

熊本県からの委託を受け、自動運転バスの調達・自動運転システムの構築、調律及び保守、全体のプロジェクトマネジメント、リスクアセスメント対応などの包括的な業務を行う。

なお、この定めに当てはまらない業務については、3者協議の上決定することとする。

(6) 補助金の活用について

ア 補助金について

本業務は、熊本県が申請する令和8年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）交付規程並びに補助事業者公募要領及びに基づき実施するものとし、令和9年度中の自動運転レベル4実装（国土交通大臣による走行環境条件付与）に向けて、事業を推進するものとする。

イ 補助事業としての業務期間

補助事業としての業務期間完了期限は、契約締結日から令和9年2月26日までとする。受託者は、補助金の受領に支障がないよう、当該期限までに全ての補助対象業務を完了させるものとする。

(7) 契約解除

熊本県から申請した上記(6)の国交省補助金が交付決定されなかった場合、本委託業務は契約解除できるものとする。この場合、本委託業務の契約締結に要した費用は請求できない。

2 業務内容

(1) 自動運転バスの運行準備

ア 自動運転バスの調達

受託者は本業務のため、国土交通省が指定する令和9年度中の自動運転レベル4実装（国土交通大臣による走行環境条件付与）が可能となる自動運転システムを備えたバスの調達を行う。自動運転レベル4実装に向けては、車両の改造、整備、調律等を前提とする。

改造に当たっては、サイバーセキュリティ対策を適切に実施すること。

将来の営業運行（社会実装）を見据え、運行補助機器（LED 方向幕、運賃箱等の決済機器、車内アナウンス機器、運賃表示器等）及び車両に付帯する充電設備等の選定・導入にあたっては、事前に九州産交バス株式会社と仕様等に関する詳細な打合せを行い、同社が運行する通常の路線バス仕様と同等の装備を搭載、設置すること。なお、搭載、設置に伴う費用は本委託費用に含めるものとする。

また、調達した車両については完了検査までに九州産交バス株式会社の所有とすること。

#### イ 関係機関との協議等

公安委員会、熊本県警、道路管理者等との協議及び調整を行い、自動運転バスの運行に支障が生じないようにすること。

#### ウ 現地確認等

下記のルート図を参考に、自動運転バスの走行を実施するために必要な事前調査等を行い、車両改造後速やかに実証実験が可能な状態にすること。

### (2) 自動運転バスの実証実験

国土交通省が指定する令和9年度中の自動運転レベル4実装（国土交通大臣による走行環境条件付与）を達成するに当たって必要な以下の取組を実施するものとする。

#### ア 運行計画

受託者は、次に掲げる内容で自動運転バスの運行を実施すること。

なお、運行に当たっては、本県及び九州産交バス株式会社と連携し、ダイヤの設定等を行うこと。また、自動運転に対する社会的受容性の向上を目的とし、自動運転に対する市民の理解やニーズ等を把握し、自動運転バスの利用につながる取組等を実施すること。

##### (ア) 運行ルート・停留所・運行ダイヤ

熊本空港、東海大学熊本臨空キャンパス、テクノリサーチパークを結ぶルート（下記「ルート図」参照）とし、停留所については想定される利用者などを想定して設定すること。また、利用者のニーズ等に合わせた運行ダイヤを設定すること。

##### (イ) 運行期間

国交省補助金の補助対象期間内（契約締結日から令和9年2月26日まで）に60日以上（実証・調律運行46日以上、関係者試乗運行・一般運行14日以上）の運行を実施すること。

##### (ウ) 運行時間

日中の時間帯に走行することをベースとするが、実装・調律運行時に

においては、将来的な実装を見据えて日没後においても運行し、低照度時の検証も実施すること。

(エ) 運転士

実証・準備運行・関係者試乗運行・一般運行において、原則、九州産交バス株式会社が走行に必要な資格を有する運転士を配置する。

(オ) 運賃

乗客等を乗せて走行する一般運行時の運賃は有償とする。運賃の設定にあたっては、実証運行エリア周辺の既存路線バスの運賃体系との整合性を考慮すること。

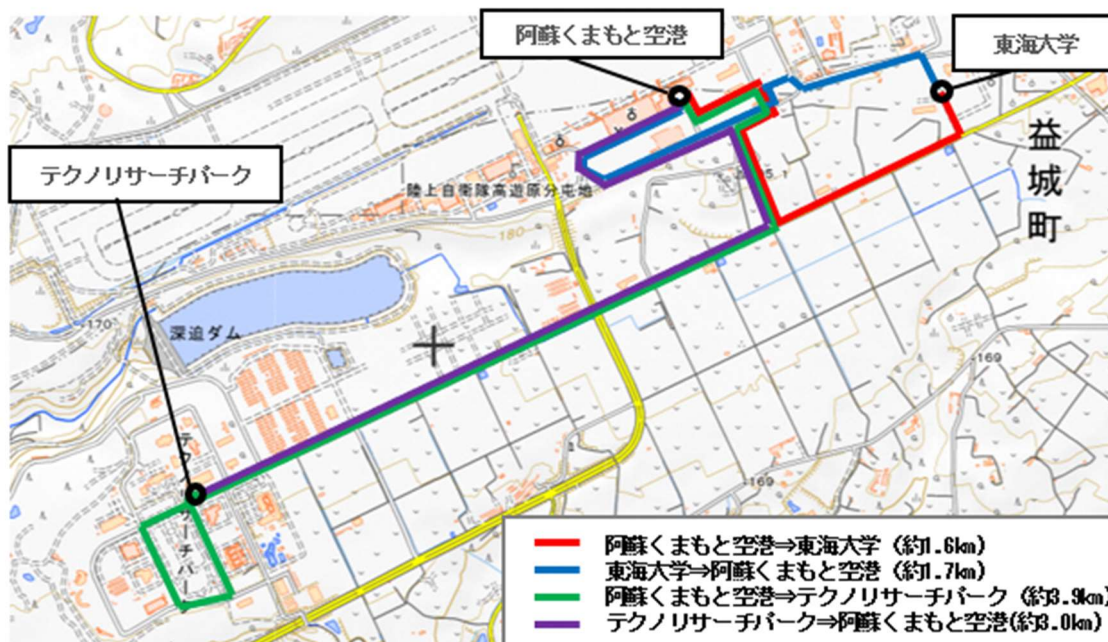
(カ) レベル4 社会実装に向けたロードマップの作成

令和9年度の自動運転レベル4の社会実装、令和10年度の自動運転バスでの営業運行（社会実装）に向けたロードマップ（令和12年度までの概算の予算を含む）を作成すること。

イ 技術面の検証

従来のルールベースに加えて、認知・判断等にAIモデルを導入したシステムであること。また、完全ドライバーレスを見据え、遠隔監視について検証すること。

【参考：ルート図】



ウ 事故対応

受託者は、安全性に最大限配慮すること。実証事業期間中に万が一事故等が発生した場合は、速やかに対応するとともに、本県に対して報告を行ったの

ち、顛末をまとめた事故報告書を作成し、本県へ提出すること。

実証実験に伴う任意自動車保険（対人・対物賠償等）は、運行事業者である九州産交バス株式会社において加入・手配を行うものとする。ただし、同社が加入する自動車保険の適用有無にかかわらず、当該保険で填補されなかった損害（免責金額、車両修繕費、苦情・賠償対応に伴う人件費等の諸費用を含む）の補償については、事故原因究明の上、熊本県、九州産交バス株式会社、受託者の3者で協議し決定すること。なお、事故の原因究明に必要な車両制御ログ等の運行データについて、熊本県又は九州産交バス株式会社が求める場合は応じて直ちに開示・提供すること。

#### エ 国交省補助金活用に伴う、実績報告書の作成等への対応

補助金の活用に伴い必要となる国土交通省への報告等（リスクアセスメントの実施、分析結果の報告等）の対応について、本県及び九州産交バス株式会社と共同して実施すること。

#### (3) 報告書の作成

本業務の結果を報告書として整理すること。報告書の内容については、納品前に発注者の確認を受けるものとする。

また、報告書の概要版も作成することとする。

#### (4) 打合せ・協議

業務の遅滞が生じないように、必要に応じ、業務進捗状況の報告や事務連絡等について適宜打ち合わせを行い、本業務の円滑な進捗に努めるものとする。

#### (5) 知的財産権の帰属

本事業に関する成果に係る次に掲げる権利等（以下「知的財産権」という。）については、当該知的財産権の発生に寄与した構成員に帰属するものとする。なお、構成員相互の共同業務により発生した知的財産権については、これに参加した構成員の共有とし、その持分は、知的財産権の発生に係る寄与度等に応じ、これらの構成員の間で協議し、決定するものとする。

ア 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権

イ 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権

ウ 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権

エ 回路配置利用権の設定の登録を受ける権利又は回路配置利用権

オ 品種登録を受ける地位又は育成者権

カ 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）

- キ 事業活動に有用な技術上及び営業上の情報のうち、秘密として管理され、公然と知られていないものであって、不正競争防止法(平成5年法律第47号)上保護される権利に係るもの

(6) その他

- ア 公道(一般の用に供される道路)で自動運転バスを走行させるに当たっては、必要に応じて、地域コミッティへの参画、関係機関との協議及び本県が行う許認可等の申請の補助を行うこと。
- イ 事業の実施については、本県及び九州産交バス株式会社と協議すること。
- ウ 電波・通信環境を調査し、必要に応じて措置を講じること。
- エ 受注者は、本業務にて知り得た内容及び結果を第三者に漏洩してはならない。
- オ 事業の実施にあたっては、国が定める「自動運転移動サービス社会実装・事業化の手引き」に準じるほか、補助事業については、令和8年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金(自動運転社会実装推進事業)交付規程並びに補助事業者公募要領及びに基づき実施するものとし、令和9年度中のレベル4実装(国土交通大臣による走行環境条件付与)を目指して事業を推進するものとする。

3 成果品

成果品は以下のとおりとする。なお、成果品は、完成した都度納品するものとする。

- 業務成果品一式
- 電子成果品一式
- 報告書 10部